

神社誌

一 鎮座地 大田郡藤王町宮字馬場一等地

二 社格及社名 縣社 大田郡額神社

日本武尊

三 祭神名 外五社

四 由緒 當社古別號白鳥大明神と稱し、延喜式内名神文に列し、明
五 年六月十日御社に列せし、元治四年三月一日神祇錄自神供進指定
神社とあり、寛文九年三月廿九日壬戌日鳥祀列せし、

本社縁起抄録

本社縁起は古保天徳兩中各工自落主伊達吉野石母堂
皇權院長官之方並に保りし、此之原文は漢及具之長文事
大平年より之と著書事科令書其抄録也

陸奥刈田に寶賢祠あり、自皇社と云ふ、此地宮殿の南にあり、

宿の神社と稱し、仲夜天皇の御殿、田村麻呂の中興あり、日本武尊東
征の時、宮之別所に築き、神武天皇三月五日、跡中宮に降く、民を憐れ、月
に皇子を奉じて、道御筆、手を取、得死す、天皇、其の地を、別所と
名づく

尊皇、此あり、日國人一女を奉養し、中務の役、信儀、女、日國也、
尊皇、天皇、一宮、之、攝、之、成、心、人、愛、之、如、己、女、子、遂、に、世、之、有、く、
尊皇、班、之、後、一、男、を、生、じ、皇、上、皇、母、天、皇、御、孫、之、御、孫、也、
定、當、に、世、に、神、禰、新、傳、に、神、皇、凡、に、お、知、御、孫、之、日、此、神、皇、
皇、孫、成、子、皇、子、也、何、不、已、水、に、出、左、之、也、一、日、皇、母、の、百、子、を、
取、養、之、人、子、を、養、之、皇、女、子、二、女、子、天、皇、孫、皇、孫、之、御、孫、
漸、く、神、皇、の、皇、孫、也、之、を、憐、れ、好、ま、懐、己、女、皇、女、子、
野、之、神、皇、孫、之、御、孫、也、神、皇、孫、之、御、孫、也、神、皇、孫、之、御、孫、
西、の、宮、皇、女、子、

諸のに奥州に赴き刈田の宜に駐まき此の日白鳥社に詣りて祈りて
神に奉るに便しき朝禮に納む社領と名す今世の御安否
人皇八代高倉院治承元年藤原兼衡白鳥社を修す
人皇八代後鳥羽院文治五年源賴朝兼藤原氏の時兵火
從横して社殿大に甚化瘡不足なり白鳥社字く神領組田の
地と云ふ

人皇百五代後柏原院永正中宜司の遠孫佐佐木將監兼道
神廟の滄壞を痛み晝夜慨然として興復の志を抱き自ら
歩み走して四方に問ふに我が到る所和まじく有るを親
車に滿りて得たり其の由幾年月久しき程に故是功績を思ひ
まよひの事は古道に屬して邑人推定する所には便しき是に於
いて是處幾字餘額を言ひ而此余地に修す

人皇百七代正親町院天皇八年庚寅の秋吾皇合白鳥社修す

嘗て上軍に此日兵士饑乏家物を鬻ぎし後其神領を
没しに筆火を興ふ。其書百一見所中を觀て本殿修造一町に
たり永保成應の事兼連深世の功の聲せしむるに兼連
を擡ぎ御坐堂内因幡宮宗入道と在齊に請不入是也
に觀て本殿修造を字に大録事同修火災に罹り

御氏成を賜り社を修す此に其神領幾字を奉りて是處の
時白鳥社領に總領と爲りて今も古き書其殿裡に
團社化と云煙と云、慶長五年伊達政宗公自ら其
之を修く國中全皇綱を之に居りて皇綱連兼
實濟を以て水く別當職に之の具て毎年臘末之儀に
白鳥社に献す其儀も亦之儀に奉りて神領白鳥神領
堂に生るに之の具て其儀も亦之儀に奉りて神領
可

慶長五年庚申片輪重長旧社を撤し一社社領三十九
丁あり且一長く片輪家権以て微福の場と号し後復舊社に於
て五丁を寄信三茂成片輪金十部増休自息社一社と造営し
奉り 中略

仲衣天皇開基以来凡一千七百餘年歴久相續今則五十日迄
り御授言と雖も實に靈驗休歇と號し壯嚴事社既
絶然として崇高宏敞り凡五百餘年天形岿然として授言去
院田為今に盡し猶時々民心等々畏敬す所なり

慶長二十一年六月十日

片輪神社 守司 佐藤定信

